

弁護士費用一覧表（民事関係）

弁護士費用は、法律相談料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当とする。

1 法律相談料 30分 5000円（税込）

ただし、多重債務に関する相談の場合には、初回に限り無料

2 民事事件

- ① 着手金は、事件などの対象の経済的利益の額を基準として算定し、事件などの依頼を受けた時に支払いを受ける。
- ② 報酬金は、委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として算定し、事件などの処理が終了した時に支払いを受ける。
- ③ 実費などは、事件処理に必要な収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金その他の実費をいう。これはその都度請求でき、また、概算によりあらかじめ預かることができる。
経済的利益が算定不能のときは、800万円を標準とし、事件などの難易、軽重、手数の繁簡、依頼者の受ける利益などを考慮して適切妥当な範囲内で増減額できる。

(1) 訴訟（非訟・家事審判・行政審判等・仲裁・手形小切手）事件（全て税込）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の場合	5.5%+ 9万9000円	11%+ 19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3.3%+ 75万9000円	6.6%+ 151万8000円
3億円を超える場合	2.2%+ 405万9000円	4.4%+ 811万8000円

事件の内容により、30%の範囲内で増減額できる。
着手金は、11万円（税込）を最低額とする。

(2) 調停及び示談交渉（裁判外の和解交渉）事件

上記（1）に準ずる。ただし、事情により3分の2に減額することができる。
着手金は、11万円（税込）を最低額とする。

(3) 保全命令（仮差押・仮処分）事件

- ① 保全命令申立事件の着手金は、（1）の2分の1の金額とする。
審尋・口頭弁論を経た場合は、（1）の3分の2とする。

着手金は、11万円（税込）を最低額とする。

- ② 保全手続により本案の目的を達成した時は（1）に準じて報酬金を受け取ることができる。

（4）民事執行事件

- ① 着手金は、（1）の2分の1とし、5万5000円（税込）を最低額とする。
② 報酬金は、（1）の4分の1とする。

（5）離婚事件 （全て税込）

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚調停・離婚交渉事件	33万円が標準	33万円が標準
離婚訴訟事件	44万円が標準	44万円が標準

離婚の調停に引き続き訴訟を受任する時の着手金は、上記2分の1とする。

財産分与・慰謝料などの財産給付を伴う時は、前記（1）・（2）の額を基準に適正妥当な額を加算して請求することができる。

（6）境界に関する事件 （全て税込）

着手金および報酬金	それぞれ33万円以上55万円以下が標準
-----------	---------------------

（1）により算定された着手金・報酬金の額が上記を上回る時は、（1）の規定による。

（7）督促手続（支払命令）事件 （全て税込）

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2.2%
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+ 3万3000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+ 19万8000円
3億円を超える場合	0.33%+ 85万8000円

着手金は、5万5000円（税込）を最低額とする。

報酬金は、（1）または（7）により算定された額の2分の1とする。

ただし、報酬は、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときに請求できる。

回収のために民事執行を要する場合は、本案とは別に着手金・報酬金を請求できる。

（8）契約締結交渉

着手金は、（7）の着手金と同額とし、11万円（税込）を最低額とする。

報酬金は、（7）の着手金の2倍の額とする。

(9) 倒産整理事件

①任意整理

着手金は、債権者1社について3万3000円(税込)とし、実費は別途要求する。

報酬金は、示談成立報酬として、

- a 経済的利益(減額分)の11%(税込)とする。
- b 過払金の22%(税込)とする。

②破産(個人)

着手金は、27万5000円(税込)とし、実費は5万円(裁判所予納金は別)とする。但し、事業者の場合は、規模や債権者数、負債額等に応じて着手金を11~44万円程度(税込)、実費を5~10万円程度増額できる。

過払金が返還された場合には、別途、返還金額の22%(税込)の弁護士報酬とする。

破産(法人)

着手金は、規模や債権者数、負債額等に応じて55万円~110万円(税込)の間とし、実費は10万円(裁判所予納金は別)とする。

過払金が返還された場合には、別途、返還金額の22%(税込)の弁護士報酬とする。

③民事再生(個人)

着手金は、①住宅特別条項がある場合44万円(税込)、②住宅特別条項が無い場合33万円(税込)とする。実費はそれぞれ10万円とする。

過払金が返還された場合には、別途、返還金額の22%(税込)の弁護士報酬とする。

民事再生(法人)

着手金は、規模や債権者数、負債額等に応じて55万円~110万円(税込)の間とし、実費は10万円とする。

過払金が返還された場合には、別途、返還金額の22%(税込)の弁護士報酬とする。

(10) 任意後見及び財産管理・身上監護

日常生活上の基本的な事務処理 月額5500円(税込)から5万5000円(税込)の範囲内の額

不動産の管理等継続的事務処理 月額3万3000円(税込)から11万円(税込)の範囲内の額

不動産の処分等日常的もしくは継続的でない事務処理を要した場合または裁判手続等を要した場合は、上記報酬とは別に報酬規程により算出された報酬を受け取ることができる。

3 手数料 (全て税込)

項目	分類	経済的利益の額	手数料
法律関係調査	基本		5万5000円以上22万円以下
契約書類作成	定型	1000万円未満のもの	5万5000円以上11万円以下
		1000万円以上1億円未満のもの	11万円以上33万円以下
		1億円以上のもの	33万円以上
	非定型	300万円未満のもの	11万円
		300万円以上3000万円未満のもの	1.1%+7万7000円
		3000万円以上3億円未満のもの	0.33%+30万8000円
		3億円以上のもの	0.11%+96万8000円
公正証書にする場合			3万3000円を加算
内容証明郵便作成	弁護士名の表示無し(基本)		1万1000円以上3万3000円以下
	弁護士名の表示有り(基本)		3万3000円以上5万5000円以下
遺言書作成	定型		11万円以上22万円以下
	非定型	300万円未満のもの	22万円
		300万円以上3000万円未満のもの	1.1%+18万7000円
		3000万円以上3億円未満のもの	0.33%+41万8000円
		3億円以上のもの	0.11%+90万2000円
公正証書にする場合			3万3000円を加算
遺言執行	基本	300万円以下の場合	33万円
		300万円以上3000万円未満のもの	2.2%+26万4000円
		3000万円以上3億円未満のもの	1.1%+59万4000円
		3億円以上のもの	0.55%+22万4000円
	特に複雑または特殊な事情がある場合には、協議により定める。		

4 時間制 (税込)

1時間ごと	1万1000円以上
-------	-----------

5 顧問料 (全て税込)

事業者	月額5万5000円以上
個人	年額6万6000円以上 (月額5500円以上)

6 日当 (全て税込)

半日 (往復2時間を超え4時間まで)	3万3000円以上 5万5000円以下
1日 (往復4時間を超える場合)	5万5000円以上11万円以下

弁護士費用一覧表（刑事関係）（全て税込）

1 刑事事件

（1）着手金

刑事事件の内容	段階	着手金
事案簡明な事件	起訴前	22万円以上55万円以下
	起訴後	22万円以上55万円以下
それ以外の事件		55万円以上

（2）報酬金

刑事事件の内容	段階	結果	報酬金
事案簡明な事件	起訴前	不起訴	22万円以上55万円以下
		略式起訴	上記を超えない金額
	起訴後	刑の執行猶予	22万円以上55万円以下
		刑が減輕された場合	上記を超えない金額
それ以外の事件	起訴前	不起訴	55万円以上
		求略式命令	55万円以上
	起訴後	無罪	66万円以上
		刑の執行猶予	55万円以上
		刑が輕減された場合	輕減の程度による相当な額

2 少年事件

（1）着手金

少年事件の内容	着手金
家裁送致前・送致後	22万円以上55万円以下が標準
抗告・再抗告・保護処分取消	22万円以上44万円以下が標準

家裁送致前に受任した少年事件は、家裁に送致されても同一事件とみなす。

（2）報酬金

少年事件の結果	報酬金
非行事実無しの審判不開始・不処分	55万円以上が標準
保護観察処分	22万円以上55万円以下が標準
試験観察を経過した保護観察処分	33万円以上55万円以下が標準

3 実費等

記録謄写料、交通費、通信費、宿泊費、保釈保証金、その他実費を請求することができ、概算によりあらかじめ預かることができる。